

○経済産業省告示第三十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十四日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四 条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表の番 号等	貨 物 名
[知る]			

域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表の番 号等	貨 物 名
<u>三の九の</u>		<u>0106・12</u>	<u>鯨及びその調製</u>
<u>(1)に掲</u>		<u>0208・40</u>	<u>品（本邦の区域</u>
<u>げる国を</u>		<u>0210・92</u>	<u>に属さない海面</u>

<u>三の九の</u>	0302・35	くろまぐろ（大
<u>(1)</u> に掲	0302・91-2	西洋又は地中海
げる国又	0302・99-1	において蓄養さ
は地域を	0302・99-2-	れた生鮮又は冷
除く国又	(2)	蔵のトウナス・
は地 域	0304・49-2	テイナスに限る
（当該国	0304・59-2	。）
又は地域		
を原産地		
とする場		
合に限る		
。）		
<u>三の九の</u>	0302・36	みなみまぐろ

<u>三の九の</u>	0302・35	くろまぐろ（大
<u>(2)</u> に掲	0302・91-2	西洋又は地中海
げる国又	0302・99-1	において蓄養さ
は地域を	0302・99-2-	れた生鮮又は冷
除く国又	(2)	蔵のトウナス・
は地 域	0304・49-2	テイナスに限る
（当該国	0304・59-2	。）
又は地域		
を原産地		
とする場		
合に限る		
。）		
<u>三の九の</u>	0302・36	みなみまぐろ

<u>(2)</u> に掲げる国又は地域を 除く国又は地域 (当該国又は地域を原産地とする場合に限り。)	0302・91-2 0302・99-1 0302・99-2- (2) 0304・49-2 0304・59-2	(生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。)
[略]		

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ

<u>(3)</u> に掲げる国又は地域を 除く国又は地域 (当該国又は地域を原産地とする場合に限り。)	0302・91-2 0302・99-1 0302・99-2- (2) 0304・49-2 0304・59-2	(生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。)
[略]		

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モ

ントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

1 三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品をいう。以下同じ。）、同条約附属書Ⅱに掲げ

ントリオール議定書附属書に定める物質及び製品、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等並びに水銀に関する水俣条約に定める水銀

1 三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅱに掲げる種に属する動物（第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシモククザメ、ヒラシモクザメ、シロシモク

る種に属する動物（クロトガリザメ、ヨロシ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベエザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに属する動物又は植物並びに附属書Ⅲに

ザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベエザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物（卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）はく製又は加工品をいう。以下同じ。）

（植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。）並びに三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定され

より特定されるこれらの個体の一部及び派生物

2 三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモニトリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

3 三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規

るこれらの個体の一部及び派生物

2 三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモニトリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品

3 三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。以下「化学兵器禁止法」という。）第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの（化学兵器の禁止及び特定物質の規

制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。） 4 <u>三の9の(6)</u>に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀 二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入	制等に関する法律施行令（平成七年政令第百九十二号）別表二の項の第三欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の1％以下のもの、同項の第四欄に掲げる第一種指定物質についてはその含有量が全重量の10％以下のもの及び個人的使用に供される小売用の包装にしたもの（瓶、缶、チューブその他の容器に詰められたものを含む。）を除く。） 4 <u>三の9の(7)</u>に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀 二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入
--	--

の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1

関税率表

の番号等	品	目	備考
------	---	---	----

〔略〕

7102・10 ダイヤモンド（三の 8 の(8)の手続により輸入されるものを除く。）

7102・21 ダイヤモンド（三の 8 の(8)の手続により輸入されるものを除く。）

の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第 1

関税率表

の番号等	品	目	備考
------	---	---	----

〔略〕

7102・10 ダイヤモンド（三の 8 の(7)の手続により輸入されるものを除く。）

7102・21 ダイヤモンド（三の 8 の(7)の手続により輸入されるものを除く。）

7102・31 ダイヤモンド (<u>三の8の(8)</u>)の手続 により輸入されるものを除く。) [略]	7102・31 ダイヤモンド (<u>三の8の(7)</u>)の手続 により輸入されるものを除く。) [略]
第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物 (<u>みんく鯨、みなみみんく鯨 (くろみんく鯨)、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オース</u>	第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに水銀による環境の汚染の防止に関する法律に定める特定水銀使用製品等 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物 (<u>まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウ</u>を除く。)又は植物並びにこれら

トラリアアカワゴンドク、まっこう鯨及びつ

ち鯨を除く。）又は植物並びにこれらの個

体の一部及び派生物（二の表の第2に基づ

き二号承認を受けるべき貨物を除く。）

2～5 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入

の個体の一部及び派生物

2～5 [略]

三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行ふべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入

する場合においての経済産業大臣の確認又は8
の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)
までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

「削る」

する場合においての経済産業大臣の確認又は8
の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)
までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関
への提出とする。

1ゝ6 「略」

7 (1) 「略」

(2) 鯨及びその調製品を輸入しようとする者

(令第四条第一項の規定による経済産業大
臣の輸入の承認を受けなければならない者
を除く。)は、当該輸入に係る鯨及びその
調製品の原産地及び船積地域が9の(1)に掲
げる国であることについての経済産業大臣
の確認を受けなければならない。

(2)

次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシン

(3)

次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物又は同表の三の項の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（一の表の第二欄に掲げるもの並びにやろへ国及び薩摩の項に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及

トン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(二の表の罫にに基づき二号承認を受けべきもの並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。)を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあつては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。)のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの(二の表の罫にに基づき二号承認を受けべきもの並びに7の(4)及び(5)に基づき経済産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。)を輸入しようとする者は、別

〔略〕			
	国		
		種	貨物

(3) | ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属

する生きている動物（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっかう鯨及びつち鯨（８の(2)に掲げる貨物を除く。）に限る。）、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する生きている動物（クロトガリザ

に定めるところにより、経済産業大臣の確
認を受けなければならない。

〔略〕			
	国		
		種	貨物

(4) | ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属

する生きている動物（二の表の海に中川
99(1)に掲げる種及び海に生ずる種に
掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴ
レ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザ
メ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全
種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミ
ザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属

メ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表の罫に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(4)に基づき事前確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

全種を除く。）及び同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する生きている動物（当該動物を附属書Ⅲに掲げた国を原産地とするものに限る。）であつて、二の表の罫に基づき二号承認を受けるべきもの及び7の(5)に基づき事前確認を受けるべきもの以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動植物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。以下同じ。）であつて、二の表の欄に基づき二号承認を受けるべきもの及び 8

(5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号。以下「種の保存法施行令」という。）別表第一の表二に掲げる国内希少野生動植物種（種の保存法施行令別表第三に掲げる特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第六条第二項第四号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。以下同じ。）であつて、二の表の欄に基づき二号承認を受けるべきもの及び 8

の(5)の口に掲げる貨物以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(5) 〔略〕

8 次の(1)から(10)までの貨物を輸入する場合

は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ

の(4)の口に掲げる貨物以外のものを輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(6) 〔略〕

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合

は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ

れ(1)から(10)までに定める書類を税関に提出し
なければならない。

(1) 「略」

(2) アイスランド、ノルウェー、パラオ又は
セントビンセントを船積地域とするワシン
トン条約附属書Ⅰに掲げる動物（みんく
鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、い
わし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限
る。）及びその調製品については、次のイ
及びロに掲げる書類

イ 当該船積地域に係る国の管理当局がワ
シントン条約に基づき発給する当該貨物
に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原

れ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出し
なければならない。

(1) 「略」

「新設」

本

ロ 当該船積地域に係る国において適法に捕獲されたものであることについての水

産庁長官の確認書

(3) 9 の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を

船積地域とするワシントン条約附属書Ⅰに

掲げる種に属する動物（みんく鯨、みなみ

みんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、に

たり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴン

ドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まつ

こう鯨及びつち鯨に限る。）並びにこれら

の個体の一部及び派生物（7 の(3)に基づき

経済産業大臣の確認を受けるべき貨物及び

(2) 9 の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を

船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに

掲げる種に属する動物（二の表の鯨中Ⅲ

の(1)に掲げる国を輸入国又は産出の項

に掲げるもの並びにクロトガリザメ、ヨゴ

レ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザ

メ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全

種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミ

ザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属

(2)に規定する貨物を除く。)、同条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の罫Ⅱに基づく二号承認又は7の(2)から(4)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船

全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)であつて、二の表の罫Ⅱに基づく二号承認又は7の(3)から(5)までに基づく経済産業大臣の確認を受けることを要しないものについては、当該船積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局(以下「管理当局等」という。)が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の原本

積地域に係る国若しくは地域の管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）が同条約に基づき発給する当該貨物に係る輸出許可書又は再輸出証明書の

原本

(4)|

ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げ

(3)|

ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物及び7の(3)から(5)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けべき貨物を除く。）については、次の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地及び中欄に掲げ

る船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類							
当該動	物又は	植物の	原産地	当該動	物又は	植物を	IIIに掲
	船積地域			〔略〕	9の(3)のイ	及びロに掲	げた国
	提出書類			〔略〕	再輸出証明書又は船積地	域内で加工されたもので	動物又は植
						あることを証する書面	いう。の原本（いずれ
							物の原産地
							もワシントン条約に基づ
							に係る国又
							き管理当局等が発給する

る船積地域の区分に応じ下欄に掲げる書類							
当該動	物又は	植物の	原産地	当該動	物又は	植物を	IIIに掲
	船積地域			〔略〕	9の(4)のイ	及びロに掲	げた国
	提出書類			〔略〕	再輸出証明書又は船積地	域内で加工されたもので	動物又は植
						あることを証する書面	いう。の原本（いずれ
							物の原産地
							もワシントン条約に基づ
							に係る国又
							き管理当局等が発給する

		地域	国又は	を除く	げた国	Ⅲに掲	附属書	植物を	物又は	当該動	
地域を除く	げる国又は	及びロに掲	9の(3)のイ				地域	げる国又は	及びロに掲	9の(3)のイ	は地域を除く。
			原産地に係る国又は地域							ワシントン条約に基づき	ものに限る。
	産地証明書の原本	の公的機関が発給する原		書の原本	関が発給する原産地証明	国若しくは地域の公的機	証明書又は原産地に係る	輸出証明書若しくは加工	管理当局等が発給する再		

		地域	国又は	を除く	げた国	Ⅲに掲	附属書	植物を	物又は	当該動	
地域を除く	げる国又は	及びロに掲	9の(4)のイ				地域	げる国又は	及びロに掲	9の(4)のイ	は地域を除く。
			原産地に係る国又は地域							ワシントン条約に基づき	ものに限る。
	産地証明書の原本	の公的機関が発給する原		書の原本	関が発給する原産地証明	国若しくは地域の公的機	証明書又は原産地に係る	輸出証明書若しくは加工	管理当局等が発給する再		

国又は地域

(5)イ 種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の罫にに基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(3)及びロに規定する貨物又は7の(2)から(4)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸

国又は地域

(4)イ 種の保存法第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除く。）の個体等（二の表の罫にに基づき二号承認を受けるべき貨物、二の二の表の罫にに基づき二の二号承認を受けるべき貨物、(2)及びロに規定する貨物又は7の(3)から(5)までにに基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）については、当該個体等の輸出を許可した旨の輸出国の政府機関の発行する証明書（輸

出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等(二の二の表の罫線に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに7の(2)及び(3)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべき貨物を除く。)については、学術研究又は繁殖の目的でその個体

出国が当該個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、又は繁殖させた旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書)

ロ アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する種の保存法施行令別表第一の表一及び別表第二の表一に掲げる種の個体等(二の二の表の罫線に基づき二の二号承認を受けるべき貨物並びに7の(3)及び(4)に基づき経済産業大臣の承認を受けるべき貨物を除く。)については、学術研究又は繁殖の目的でその個体

等を輸出することを許可した旨のその輸

出国の政府機関の発行する証明書

(6) 〽
(10) 「略」

9 「削る」

等を輸出することを許可した旨のその輸

出国の政府機関の発行する証明書

(5) 〽
(9) 「略」

9 (1) 〽 二の表の「鯨及びその調製品」の二号

承認を要しない国は、次のとおりとする。

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、フィンランド、フランス（海外県ギアナを含む。）、ドイツ、グレナダ、インド、アイルランド、ケニア、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、オマーン、

-
- (1)・(2) [略]
- (3) 二の表の海のワシントン条約附属書
- I、附属書II又は附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。
- イ・ロ [略]
- (4)・(6) [略]
-

- セントルシア、セントビンセント、セネガル、ソロモン、セント・キッツ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ
- (2)・(3) [略]
- (4) 二の表の海のワシントン条約附属書II又はIIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の二号承認を要しない国又は地域は、次のイ及びロに掲げる国又は地域とする。
- イ・ロ [略]
- (5)・(7) [略]
-

備考 表中の「」の記載は注記である。	
-----------------------	--